

議第53号

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

提案理由

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、規定を整備する必要があるの
で提案する。